

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

申立期間当時、毎月、義母が、私、夫及び義母の国民年金保険料を納付組織の集金人に納付していた。私一人分の1か月当たりの国民年金保険料額は100円であった。

申立期間について、夫及び義母の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、9か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が記憶する申立期間当時の1か月当たりの国民年金保険料額は、当時の実際の国民年金保険料額と一致している。

さらに、A市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間②の前後の期間である昭和39年4月から同年6月までの期間及び40年4月から同年8月までの期間に係る国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できるとともに、申立人の夫及び義母は、39年4月から40年8月までの国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できることから、申立人の申立期間②のみが未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、A市区町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の夫の申立期間①に係る記録は未納となっていることが

確認できるとともに、申立人の義母は、申立期間①のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間、39年2月及び同年3月の国民年金保険料を47年6月10日付けで特例納付していることが確認でき、申立内容と申立人の夫及び義母の納付状況に齟齬^{そご}が見られる。

また、申立人の義母が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案434（事案327の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和53年2月については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月4日から53年4月15日まで

私の申立期間に係る標準報酬月額は、記録上、2万円から11万円とされているが、A事業所B工場から実際に支給されていた給与額は記録上の標準報酬月額よりも1万円から2万円は多かったと記憶している。

また、昭和43年には家の改築のために住宅金融公庫（現在は、独立行政法人住宅金融支援機構）から資金を17万円ほど借り入れているが、当時、同公庫からお金を借り入れるためには厳しい審査があり、記録上の標準報酬月額に基づく収入では借入れができなかったはずであり、年金記録確認徳島地方第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正には至らなかった。

今回、昭和53年2月分の給与明細書及び給与袋並びに退職時に申立事業所から交付された振込金明細書を発見したため再度申立てを行う。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、i) A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額が、オンライン記録と一致している上、さかのぼって訂正が行われた形跡も無いこと、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の裏面に記載されている傷病手当金の支給金額が、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいて算出されていることが確認できること、iii) 前述の被保

険者原票から、申立人と同じ昭和42年1月4日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した5人の標準報酬月額（資格取得時決定）が、すべて申立人と同じ2万円であることが確認できること、iv）独立行政法人住宅金融支援機構へ照会したところ、昭和43年当時、住宅金融公庫から住宅の新築又は改良に係る資金として17万円を借り入れる場合、申込者の最低月収として申立人が主張する月収（3万円から4万円）までは求めていなかったことが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を示す資料として、新たに申立人の申立事業所に係る昭和53年2月分の給与明細書及び給与袋並びに退職時に交付されたとする振込金明細書を提出し、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和53年2月の標準報酬月額については、申立人が所持するA事業所B工場に係る同年2月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の昭和53年2月に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、昭和42年1月から53年1月までの期間及び同年3月の標準報酬月額については、申立人が新たに提出した退職時に交付されたとする振込金明細書からは、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認することができず、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる資料は無い上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、

申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、両申立期間に係る標準賞与額については、当該期間のうち平成16年7月31日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年12月30日

ねんきん定期便を確認した結果、A事業所における両申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間①について、私の所持しているA事業所が発行した平成16年7月の賞与明細書から、賞与額50万円が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間②について、賞与明細書は所持していないが、申立期間①と同様の賞与額が支給され、当該賞与から厚生年金保険料の控除が行われていたはずであるので、調査の上、両申立期間の賞与について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人から提出のあったA事業所が発行した平成16年7月の賞与明細書により、その主張する標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の関連資料は保管されておらず、不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間に係る賞与明細書を所持していない上、当時の事業主は、申立人を記憶しており、「申立人については、諸般の事情により平成16年末に解雇したため、退職前の同年12月分の賞与は支給していない。」と供述している。

また、B市区町村が保管する申立人に係る平成16年分の給与支払報告書(個人別明細書)について、オンライン記録における申立人の同年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額、並びに申立人が所持する同年7月の賞与明細書で確認できる賞与支給額及び社会保険料控除額に基づいて検証したところ、i) 前述の給与支払報告書で確認できる給与・賞与支給額からは、申立人が主張する同年12月の賞与(50万円)の支給について確認できないこと、ii) 当該給与支払報告書で確認できる厚生年金保険料等社会保険料控除額は、同年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額に見合う社会保険料控除額と前述の同年7月の賞与明細書で確認できる社会保険料控除額を合算した額と一致していることなどから判断すると、申立人に申立期間②に係る賞与が支給され、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案529

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年7月までの期間及び平成5年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年7月まで
② 平成5年10月から6年3月まで

私の未納となっている昭和52年7月から53年7月までの国民年金保険料については、元妻の父親から勧められて、当時、元妻がA市区町村役場の窓口で納付した。

また平成5年10月から6年3月までの保険料についても、元妻が、同様に納付してくれたはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月31日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間については国民年金未加入期間である上、当該時点では、申立期間に係る保険料は、時効により納付することができない期間であり、当該時点以前に、申立人に係る国民年金加入手続等が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、当該期間の国民年金保険料を納付したとする元妻は、「当時、A市区町村役場の窓口において、それまで未納であった10万円から11万円程度の金額を支払ったが、具体的に何が未納であったのか覚えていない。また、申立人に係る国民年金の加入手続についても覚えていない。」と供述するなど、申立期間①に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる供述が得られない上、申立人の元妻がA市区町村役場窓口で納付したとする上記金額は、当時の申立期間①に係る保険料額（3万720円）と大きく相違している。

さらに、申立期間②については、当該期間の国民年金保険料を納付した

とする元妻は、「当時、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付した記憶は無い。」と供述するなど、申立期間②に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の元妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案530

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から平成11年4月まで
昭和58年8月ころ、勤めていた会社を辞めたので、すぐに国民年金に加入した。

申立期間に係る国民年金保険料については、妻が納付していた。
未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月ごろに国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、その当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が所持する年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載は見当たらない上、国民年金被保険者資格取得日（昭和58年8月1日）前に払い出された厚生年金手帳記号番号が基礎年金番号とされていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であると考えられるところ、A市区町村の記録によれば、11年12月21日であることが確認でき、当該時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「申立期間当時、基本的に納付期限を守り、1か月又は2か月ごとに銀行の窓口で夫の国民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、申立期間当時、当該期間は国民年金未加入期間であったものと推認され、保険料の納付ができなかったものと考えられる上、189か月もの長期間にわたり、銀行及び市区町村において、申立人の保険料納付に係る記録の事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人の妻の年金記録は、申立人の記録と同様、平成11年4月以前の国民年金加入期間についてはすべて未納となっている上、申立人の妻は、申立期間当時、控除証明書（年間に納付した国民年金保険料額を証

明する書類)が届いていた旨の供述をしているが、控除証明書は、平成17年分の確定申告から必要になった書類であることなど、申立人の妻の供述に不自然さがうかがわれる。

加えて、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成11年4月まで
昭和61年11月ころ、勤めていた会社を辞めたので、すぐに国民年金に加入した。

申立期間に係る国民年金保険料については、夫の分と合わせて、基本的に納付期限を守り、1か月又は2か月ごとに銀行の窓口で納付していた。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月ごろに国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、その当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人が所持する年金手帳にも国民年金手帳記号番号の記載は見当たらない上、国民年金被保険者資格取得日（昭和61年11月1日）前に払い出された厚生年金手帳記号番号が基礎年金番号とされていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であると考えられるところ、A市区町村の記録によれば、11年12月21日であることが確認でき、当該時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「申立期間当時、基本的に納付期限を守り、1か月又は2か月ごとに銀行の窓口で国民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、申立期間当時、当該期間は国民年金未加入期間であったものと推認され、保険料の納付ができなかったものと考えられる上、150か月もの長期間にわたり、銀行及び市区町村において、申立人の保険料納付に係る記録の事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人の夫の年金記録は、申立人の記録と同様、平成11年4月以前の国民年金加入期間についてはすべて未納となっている上、申立人は、

申立期間当時、控除証明書（年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類）が届いていた旨の供述をしているが、控除証明書は、平成17年分の確定申告から必要になった書類であることなど、申立人の供述に不自然さがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年8月まで
平成4年7月*日、A市区町村役場に私が婚姻届を提出した際、20歳からの国民年金保険料が未納であることを知り、その時にA市区町村役場で国民年金の加入手続をした。その日のうちに、未納であった20歳からの国民年金保険料64か月分(20万円)を私がA市区町村役場において現金で一括納付した。

申立期間について未納であることに納得がいかないので、調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月以降に払い出されたものと推認でき、オンライン記録において同年10月7日に過年度保険料の納付書を作成したことが確認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、A市区町村の国民年金被保険者名簿には、「H4. 7. *婚姻、転入B市区町村より、厚年・国年加入無し」と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入であったことが考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続の時点で一括納付したと主張する国民年金保険料額(20万円)は、昭和62年4月から平成4年7月までの期間(64月)の国民年金保険料額(52万4,800円)と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年3月まで
母親が国民年金の加入手続をして、保険料を納付したと聞いている。
兄は国民年金保険料を納付した記録になっているので、私の申立期間の国民年金保険料も納付しているのではないかと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が住所を定めていたA市区町村（現在は、B市区町村）において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録においても、申立人の国民年金加入記録は確認できないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親から聴取しても、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等に係る記憶は曖昧である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から同年12月まで

私は、申立期間当時、A事業所で勤務していた。入社の際に、事務担当者に年金手帳を提出した記憶があり、勤務期間は短かったものの、同社においてB及びCの製造業務に従事していたことも記憶している。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人から供述が得られたが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立事業所は既に解散し、当時の事業主の所在等も確認できないことから、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和57年6月1日に申立期間前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事業所を離職し、給付制限期間等を経過した後の同年7月29日から同年10月26日までの期間について、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、前述の複数の同僚は、「入社してしばらくの間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」、「社員の希望に応じて厚生年金保険に加入させてもらっていた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票から確認できる当該同僚らの厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことなどから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票において、申立期間を含む昭和51年5月28日から58年6月15日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から同年7月21日まで

A事業所には、同社に勤務する前の期間において勤務していた会社を退職してすぐに入社した。申立期間に勤務していたのは事実なので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、オンライン記録において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる平成5年7月21日以前からA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業しており、当時の事業主は、「当時の賃金台帳、人事記録等の書類はすべて処分し、何も残っておらず、申立人については記憶にあるが、当時の社会保険の取扱い等の詳細は覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

また、オンライン記録において、申立期間当時、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在の判明した10人に照会したところ、複数の者が「当時、A事業所では入社後すぐには社会保険に加入させてもらえなかった。私は、申立人と同時期に入社したが、申立人の社会保険の加入状況について詳細は知らない。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚らは申立人と同時期である平成5年7月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該資格取得時期は、それぞれが供述する入社時期と一致していないことが確認できることから判断すると、申立事業所では、必ずしもすべての従

業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立期間を含む平成3年6月22日から5年7月21日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年4月1日まで

A事業所及び同社の事業を承継したB事業所に、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A事業所からB事業所に事業が承継された時期については不明だが、B事業所に勤務する前の期間においてA事業所に継続して勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚は、「A事業所がC川で行っていたD事業は、B事業所に引き継がれた。」、「事業は継続して行われていた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において、D業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がA事業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和37年10月1日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が申立人以外に11人確認できるところ、当該11人のうち、同年10月に退職したと供述する者を除く10人は申立人と同じく、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった38年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、A事業所及びB事業所における厚生年金保険の被保険者記録が継続していないことが確認できる。

また、A事業所は既に廃業しており、当時の事業主は「当時の人事記録

等の関連資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除及び納付等の状況は不明である。」と回答している上、B事業所の当時の事業主は所在不明であることから、A事業所からB事業所へ事業を承継したことに伴う社会保険事務手続、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、全員から回答が得られたものの、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和37年10月1日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。